

山鹿市・和水町インバウンド受入強化対策事業業務委託  
基本仕様書

1 業務名

令和8年度山鹿市・和水町インバウンド受入強化対策事業

2 事業の目的

熊本県では台湾の世界的な半導体企業であるTSMCの進出を機に、駐在員など外国人居住者の多いエリアが急速に増えている。また、国際線の新規就航や増便、交流拡大などで訪日客数も増加傾向にある。

これらの観光需要を山鹿市及び和水町に取り込むため、令和6年度・7年度には、周遊バスやシャトルバスの実証運行事業を実施。その結果から、タイトなスケジュールで旅行するインバウンド旅行客は、路線や時間が固定されたバスの利用よりも、タクシーやレンタカーなど自由度の高い移動手段の需要があると判明した。

本年はインバウンド旅行客をターゲットとした、二次交通の補完と認知向上のための実証事業を行い、持続的かつ発展的に受入体制の強化を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務の項目及び事業内容

以下の点に留意のうえ提案すること。なお、実施にあたり必要な経費は委託料に含めるものとする。

(1) タクシー又はレンタカーを活用したインバウンド向け観光周遊プラン商品の開発・販売業務

① ターゲット

訪日外国人及び県内在住外国人のうち、特に台湾人観光客、またパッケージツアーを利用せず一人または少人数で自由な旅行を楽しむ層を主たるターゲットとする。

② 実施期間

令和8年8月から令和9年3月中旬まで。

③ 発着地

レンタカー・タクシーの発地または着地を熊本県内とし、訪日外国人が広く参加でき、利用しやすいよう提案すること。

④ 周遊先

周遊先エリアに制限は設けないが、山鹿市・和水町において少なくとも2つ以上の観光スポットを含むことを必須条件とする。なお、周遊先については、必要に応じて施設管理者等との調整を行うこと。

⑤ 予約受付方法

周遊プランのランディングページ及び予約システムを構築のうえ、オンラインで予約を受け付けること。

⑥ 料金等

- ・料金及び目標人数を設定し、その根拠を提案すること。
- ・本事業により直接的に発生した収入は、販売促進や広報等の経費に充当すること。なお、実施内容については、事前に委託者と協議し、承認を受けること。

⑦ 各種申請手続き

実施に必要な各種申請、手続き等は受託者が行うこと。

⑧ 緊急時の対応等

事故及び不測の事態等が発生した場合は、受託者が責任を持って処理を行うこと。また、委託業務中に第三者に損害を与えたときは、受託者で加入する保険にてその損害すべての賠償を行うものとする。

⑨ アンケート調査の実施

アンケート調査の実施により、利用者のニーズ把握を行い、今後の商品開発等に向けた取り組みに役立てるものとする。なお、アンケート項目については、当該事業に特化した設問を企画し、配布、回収、翻訳及び集計を行うこと。

(2) 広報業務

① ターゲット

台湾人を中心としたインバウンド観光客をターゲットとし、山鹿市・和水町の観光の訴求力向上に資する内容とする。なお、企画立案、デザイン、原稿作成、翻訳等各メディアでの発信に必要なすべての作業を実施すること。

② 実施メディア・規格等

自由提案とする。ターゲットへの認知度を効果的に増加できるように、メディア選定・内容の立案を行うこと。

5 報告書等の提出

履行期限までに、業務完了報告書及び下記成果物を提出すること。

- ・提出部数 紙媒体 2部、電子媒体 2個
- ・提出先 山鹿市役所観光課
- ・成果物 ①回収されたアンケート用紙全て（紙媒体は山鹿市観光課宛のみ）  
②本業務で作成したデータや制作物

6 その他

- ① 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更するものとする。
- ② 本業務に疑義が生じた場合は、山鹿市・和水町と協議し、その指示によるものとする。

- ③ 事業の実施に当たって、関係法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ④ 委託期間終了後も、本事業に係る照会、報告等があった場合は山鹿市・和水町へ迅速に連絡する等誠実な対応を行うこと。
- ⑤ 本委託業務の実施に伴い、新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は山鹿市・和水町に帰属する。
- ⑥ その他、必要に応じて山鹿市・和水町と協議を行うこと。